

都留市業務委託（測量・建設コンサルタント）契約約款

（総則）

第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書、別冊の仕様書(金額を記載しない設計書、図面及び現場説明書を含む。以下同じ。)及び発注者の提供する資料に基づき、頭書の期間内に、当該業務を完了しなければならない。

2 受注者は、この契約に基づく業務の処理について、仕様書及び発注者の提供する資料に明示されていない事項又は不明な事項があるときは、発注者の指示に従うものとする。

（業務内容内訳明細書及び工程表）

第 2 条 受注者は、契約締結の日から 7 日以内に仕様書に基づき業務内容内訳明細書及び工程表を作成し、発注者に提出してその承認を得るものとする。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（契約の保証）

第 3 条 受注者は、この契約(委託金額が 150 万円未満の場合及び履行期間が 2 月未満の場合又は受注者が第 15 条の規定による前金の支払いを受けない場合であって都留市財務規則(昭和 61 年都留市規則第 24 号)第 162 条第 7 号に該当する場合については、この限りではない。)の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 4 項において「保証の額」という。)は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第 4 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第 5 条 受注者は、業務の全部又は大部分あるいはその一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（下請負人の通知）

第 6 条 発注者は、受注者に対して下請負人につき、その名称その他必要な事項の報告を求めることが

できる。

(監督職員、主任技術者)

第 7 条 発注者は、この契約の履行について自己に代って監督し、若しくは指示する監督員を定め、又受注者は業務履行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、それぞれに通知するものとする。

(業務内容の変更等)

第 8 条 発注者は、必要があると認める場合は、業務の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、履行期間又は委託金額の変更を要するときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれらを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者と受注者とが協議して賠償額を定めるものとする。

3 第 1 項後段の規定により委託金額を変更する場合における変更後の委託金額は、原設計金額に対する原委託金額の割合を変更設計金額に乗じて得た額とする。

(履行期間の延長)

第 9 条 受注者は、その責めによらない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

(履行遅滞における違約金)

第 10 条 受注者は、その責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了しないときは、委託金額につき延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額に相当する遅滞違約金を発注者に支払わなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第 11 条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)について必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じた場合は、その損害について必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額については、発注者と受注者とが協議して書面により定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第 12 条 受注者は、業務が完了したときは、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から 14 日以内に検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い再検査を受けなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の補正及び再検査の場合に準用する。

5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該完了物を発注者に引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第 13 条 受注者は、前条第 5 項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続に従って業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に支払わなければならない。

ならない。

(部分使用)

第 14 条 発注者は、業務の一部が完了した場合において、その部分の検査をして合格と認めたときは、その合格部分の全部又は一部を書面による受注者の同意を得て使用することができる。

2 発注者は、業務の未完成の部分についても、書面による受注者の同意を得てこれを使用することができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により部分使用をするときは、その使用部分について保管上の責めを負わなければならない。

4 発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定に基づく使用によって、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(前金払)

第 15 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期間の末日を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律 2 条第 5 項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結して、発注者に対して委託金額の 10 分の 3(発注者が特に必要と認めた場合のほか 2,000 万円を限度とする。)以内の前払金の支払いを請求することができる。ただし、前払金を支払う旨を特約しない場合、委託金額が 150 万円未満の場合及び履行期間が 2 月未満の場合については、この限りでない。

2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 業務内容の変更その他の理由により著しく委託金額を増額した場合においては、受注者は、その増額後の委託金額の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合における支払いの額及び時期は発注者と受注者とが協議して定める。

5 業務内容の変更その他の理由により委託金額を減額した場合において、支払済みの前払金額が減額後の委託金額の 10 分の 4 を超えるときは、発注者はその超過した額及び前払金の使用状況からみて必要があると認められるときは、受注者に対し、その超過額の全部又は一部の返還を請求することができる。

6 受注者は、前項の請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に当該請求のあった超過額を返還しなければならない。

7 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第 16 条 受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合にはあらかじめ、業務内容の変更その他の理由により履行期間を延長した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第 5 項の規定により委託金額を減額した場合又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更

後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

第 17 条 受注者は、前払金を次の各号に定める経費以外の経費に充当してはならない。

- (1) 土木建築に関する工事の設計又は調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 当該機械類の製造に必要な経費。
- (3) 測量、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(一部完了払)

第 18 条 業務の一部が完了し、かつ、可分のものである場合において、発注者が当該部分の引渡しを受注者に求めたときは、受注者は、これを発注者に引き渡すものとする。この場合において、受注者は、当該部分に相当する委託料の支払いを発注者に請求することができる。

2 第 11 条及び第 12 条の規定は、前項の場合に準用する。

(著作権・版權の取得)

第 19 条 受注者から引渡しを受けた設計図書に関する著作権又は版權は、一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の契約解除権)

第 20 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、当該係員の指揮監督に従わず、又その職務を妨害したとき。
- (4) 前 3 号のほか、この契約事項に違反したとき。
- (5) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合は、発注者は受注者に対し損害賠償を請求することができる。

(受注者の契約解除権)

第 21 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除することにより損害を受けたときは、発注者に対してその賠償を請求することができる。

(瑕疵担保)

第 22 条 受注者は、第 12 条第 5 項の完了物の引渡し後、当該業務内容に瑕疵が発見されたときは、発注者は受注者に対し相当の期間を定めて、その瑕疵補正を請求し、又は補正に代え、若しくは補正とともに損害賠償の請求をすることができる。

2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、第 12 条第 5 項の完了物の引渡しを受けた日から 2 年以内にこれを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求することができる期間は 10 年とする。

(秘密の保持)

第 23 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第 24 条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審とする。

(約款に定めのない事項)

第 25 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第 1 この契約により、都留市(以下「甲」という。)から事務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第 3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第 4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第 5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第 7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第 8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに、甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第 9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第 10 乙は、第 1 から第 9 に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。